

建設業務有料職業紹介事業の概要

建設事業主団体による実施計画の作成

- ◎ 実施計画を作成する建設事業主団体の範囲
 - ・ 建設事業主を主たる構成員とする社団法人、一定の要件を満たす事業協同組合等に限定。

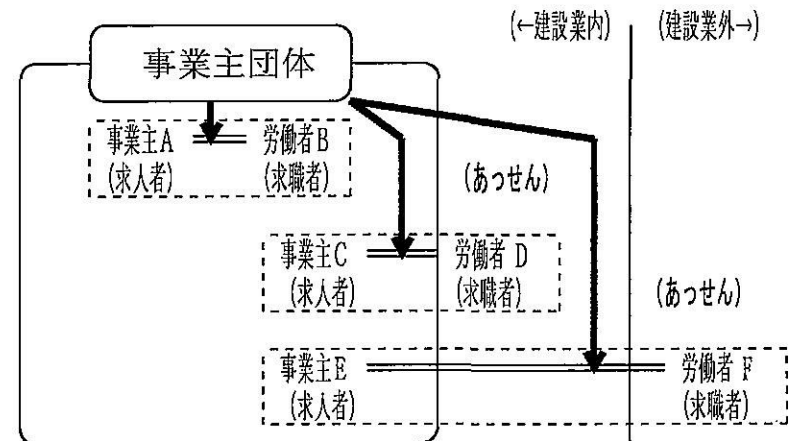
- ◎ 事業主団体による実施計画の作成
 - ・ 事業主団体は、実施計画において、①雇用改善・安定等の目標、②実施時期、③雇用管理改善の内容に加えて、実施する予定の建設業務有料職業紹介事業の概要を記載。
 - * 事業の実施時期
 - * 求人者及び求職者の見込み数
 - * 事業主団体による指導・援助内容 等

- ◎ 実施計画に対する認定
 - ・ 厚生労働大臣は、実施計画が地域の雇用の安定を図るものであるかどうか等について厳格に審査。

事業主団体による事業の実施

- ◎ 事業を実施する事業主団体に対する許可
 - ・ 厚生労働大臣は、事業主団体が事業を適正に行う能力があるかどうか等について厳格に審査。

- ◎ 建設業務有料職業紹介事業の実施
 - ・ 事業主団体は、認定を受けた実施計画の内容に従って、建設業務有料職業紹介事業を実施。



◎ 事業の適正な運営に向けた措置の実施

- ①事業報告書等のチェック、②事業主団体に対する指導、改善命令、③事業主団体による実施体制整備への支援 等